

確認書

有限会社ガレージ D・O・G (以下、甲と言う。) は、特定非営利活動法人消費者機構日本 (以下、乙という。) からの当初申入れ書 (2017年1月30日付)、再申入れ書 (2017年9月7日付) の内容及び、2017年9月26日に乙と面談協議した内容をふまえ、下記事項について確認及び誓約する。

記

1. 契約条項について

(1) 甲は、現在、ヤフーオークションでの中古自動車等の販売業務を行っているが、その業務において、別表記載の当初申入れの対象となった契約条項は使用せず、同趣旨の意思表示を行っていないこと。

(2) 甲は、今後、ヤフーオークションに限らず、中古自動車販売業務を行うにあたって、別表記載の当初申入れの対象となった契約条項は使用せず、同趣旨の意思表示を行わないこと。

2. ヤフーオークションサイトにおける「★当社サポートサービス★ ファイブサポート保証」に関する広告及び表示について、業務の実態に合わせ確実に保証ができる範囲について正確に記載するよう、すみやかに是正すること。なお、是正に当たっては、2017年9月26日の面談協議において甲が説明した業務の実態に照らし、少なくとも下記の是正をすること。(下記の是正だけで十分と言う趣旨ではない。)

(1) 「ファイブ保証プラン★1」については、エンジンミッション故障時の修理に要するパーツの費用を甲が負担するものであることを明示すること。また、発生する修理工賃についても、甲が負担するのか消費者が負担するのか明示すること。

(2) 「ファイブ保証プラン★2」について

① 「永久無料保証」との表記より、「永久」を削除し、確実に保証できる期間を明示すること。

② 保証(無償交換)の対象となる消耗品に入らないものがあるのであれば、それを明示すること。または、保証(無償交換)の対象となる消耗品が限定されているのであれば、それを列挙すること。

③ 無償交換の場合の工賃が発生する場合には、甲が負担するのか消費者が負担するのか明示すること。

(3) 「ファイブ保証プラン★3」については、車検無料サービスという表示をやめ、車検費用のうち自動車重量税相当額に限り甲が填補する制度であることを明示すること。ただし、甲に点検・整備またはその仲介を依頼すること等、保証のための前提条件があるのであれば、それも明示すること。

(4) 「ファイブ保証プラン★4」については、購入者の自宅近くのメカニック工場を紹介することがその内容であり「保証」との文言は誤認を招くので、保証プランから削除すること。

(5) 「ファイブ保証プラン★5」については、弊社購入時価格での売却を約束できるものではないとの実情に照らし「保証」との文言は誤認を招くので、保証プランから削除すること。

以上

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本 宛

2017年 11月 8日
社名 有限会社 GARAGE D.O.G
代表者名 西上 生夫

